重　要

完了届の提出期限について

機器の設置工事を完了したことを示す「補助金交付申請兼完了届（様式２）」（以下、完了届という。）の提出期限は、下記のいずれかの遅い日までです。**（消印有効）**
ただし、下記で算出した日が2027年2月5日を過ぎる場合については、2027年2月5日が提出期限となります。
①対象機器等取得日の翌日を起算日として、90日を経過する日
②再エネ省エネ機器導入補助金に当選した募集回の抽選予定日の翌日を起算日として、90日を経過する日

提出期限のパターンは以下のとおりです。

１　第１回目の募集に当選し、既に対象機器を取得済みの方
2026年10月20日までに完了届を提出してください。
２　第１回目の募集に当選し、2026年11月7日までに対象機器を取得する方
機器の取得日から90日以内に、完了届を提出してください。 例１）機器の設置工事を2026年8月13日に完了した場合 ⇒ 2025年8月13日の90日後である、2026年11月11日までに完了届を提出してください。 例２）対象機器付きの住宅が2026年11月2日に引渡しとなった場合 ⇒ 2026年11月2日の90日後である、2027年1月31日までに完了届を提出してください。
３　・2026年11月7日以降に対象機器を取得する方 ・第２回目の募集に当選した方
2027年2月6日までに完了届を提出してください。

注１）　対象機器取得日の確認方法

対象機器取得日は、完了届に添付する機器の保証書の写し又は新品を設置したことを証明できる書類で確認します。以下の①又は②のどちらかを提出してください。

①保証書
引渡日や納品日、保証開始日等で確認します。
なお、申請者の氏名や住所、機器の型式など、補助金の申請内容と一致する情報が確認できるものを提出してください。また、発行者名が必ず記載されているものを提出してください。
保証書に上記の必要事項が記載されていない場合には、保証書の空白部分などに必要事項を記載するように、施工業者に依頼してください。

②製品証明書（様式は札幌市ホームページからダウンロードができます。）
製品証明書本文中「４．購入者（補助申請者）への機器引渡日」による年月日で確認します。
なお、証明書発行年月日は該当しませんので、ご注意ください。
※製品証明書は記入漏れがありますと、不備として再提出となります。
　一度、提出された製品証明書は返却できませんので、ご注意ください。
※製品証明書への押印は、会社名のみが記載された社判等でかまいません。

注２）　複数機器を申し込まれた場合は、最後に取得した機器の年月日を基に提出期限を算出します。

注３）　提出期限に間に合わない場合には、協議申請書にて期限の延長を申請できます。協議申請書の様式は札幌市のホームページからダウンロードできます。

再エネ省エネ機器導入補助金受付係